資料１

**ＩＲ予定区域等における液状化対策に関する専門家会議について**

**１．報　告**

**(１) ＩＲ予定区域等における液状化対策に関する専門家会議の設置について【事務局】**

* 大阪府と大阪市は、ＩＲ予定区域等において安全・安心かつ長期間にわたり安定的・持続的な事業実施を確保する観点から、液状化対策について専門家からの助言を受けるため、液状化対策に関する専門家会議を共同で開催します。
* 会議の開催にあたり、「ＩＲ予定区域等における液状化対策に関する専門家会議開催要綱」を制定し、令和３年12月1日から施行します。

参考資料１　ＩＲ予定区域等における液状化対策に関する専門家会議 開催要綱

**(２) 座長の指名について【事務局】**

* ＩＲ予定区域等における液状化対策に関する専門家会議開催要綱第４条に基づき、大島昭彦委員を座長に指名します。

参考資料１　ＩＲ予定区域等における液状化対策に関する専門家会議 開催要綱

参考資料２　ＩＲ予定区域等における液状化対策に関する専門家会議 委員名簿

**２．議　案**

**(１) 会議の公開について【座長】**

* 会議の公開に関する指針３のただし書きに基づき、非公開とします。

（理由） 大阪府情報公開条例第８条第１項第１号、第３号及び第４号の規定に該当する

情報を扱うため。

参考資料３　会議の公開に関する指針

参考資料４　大阪府情報公開条例 第８条